

## 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会実費弁償規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約第10条第4項、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会幹事会規程第6条、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会専門部会設置規程第6条及び深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会分科会規程第6条の規定により、会議に出席した関係職員等に実費弁償をすることについて必要な事項を定めるものとする。

### (実費弁償の額)

第2条 前条に規定する実費弁償の額は、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の会長の属する市又は町の職員等の旅費に関する条例に規定する特別職職員の旅費相当額とする。

### (その他)

第3条 この規程に定めるもののほか実費弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成16年12月1日から施行する。